

○逗子市立学校体育施設開放実施要綱

平成5年4月1日

要綱

〔注〕 平成29年から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この要綱は、逗子市立学校の体育施設（以下「学校体育施設」という。）を市民のスポーツ活動の使用に供し、スポーツの健全な普及と振興を図ることを目的とする。

(開放校等の指定)

第2条 教育長は、学校体育施設の開放を行う学校（以下「開放校」という。）、学校体育施設、日時及び運動種目等を別表のとおり指定する。ただし、教育長は、学校運営に支障があると認めるときは、開放する学校体育施設、開放日時及び運動種目等を変更することができる。

(令和2年7月1日・一部改正)

(使用者の範囲)

第3条 開放校の体育施設を使用できる者は、市内に在住、在勤、在学する者で構成し、18歳以上の責任者を含む10人以上の団体で、教育長に登録した者（以下「登録団体」という。）とする。ただし、社会教育団体、町内会及び事業所等がスポーツ活動を行う場合は、この限りでない。

(令和4年4月1日・一部改正)

(団体の登録)

第4条 登録しようとする団体は、学校体育施設使用団体登録申請書（第1号様式）を教育長に提出するものとする。

2 教育長は、前項の規定による申請を受理し、適当と認めたときは、学校体育施設使用団体登録名簿（第2号様式）に登載するものとする。

3 登録団体の責任者は、当該登録内容に変更を生じたときは、速やかに教育長に登録変更届（第3号様式）により届け出るものとする。

4 教育長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができるものとする。

(1) 虚偽の申請により、登録団体となったとき。

(2) 使用後の原状回復を怠る等、著しく使用許可条件に違反して使用したとき。

(3) 学校体育施設の使用目的が、営利活動、政治活動又は宗教活動であることが判明したとき。

(4) その他教育長が不適當と認めたとき。

(令和2年7月1日・一部改正)

(使用申請及び許可)

第5条 学校体育施設を使用しようとする登録団体の責任者は、原則、使用希望日の属する月の前々月の20日から前月の15日までに、教育長に使用したい旨を申請するものとする。ただし、使用希望日に予約がない場合は、当該使用希望日の7日前までは申請が可能とし、以降の申請は認められないものとする。

2 教育長は、前項の規定による申請を受理し、適當と認めたときは、学校体育施設使用許可書(第4号様式。以下この条において「許可書」という。)を当該申請した者に交付するものとする。ただし、教育長は、緊急やむを得ない事由が生じたときは、その使用を取り消すことができる。

3 前項の規定にかかわらず、教育長は、学校体育施設に使用を許可した旨を掲示すること等により許可書の交付に代えることができる。

(令和2年7月1日・令和4年5月1日・一部改正)

(使用の不許可及び取消し)

第6条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、学校体育施設を使用させてはならない。

(1) 学校体育施設の使用目的が、営利活動、政治活動又は宗教活動と認められるとき。

(2) 虚偽の申請により使用の許可を受けたことが判明したとき。

(3) 秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。

(4) 学校体育施設、設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(5) その他学校体育施設の管理上又は学校行事に支障があると認められるとき。

2 前項の各号のいずれかに該当することが判明した場合、教育長は使用の許可を取り消すことができる。

(令和2年7月1日・追加)

(開放管理員)

第7条 学校体育施設の開放に伴う学校体育施設及び設備品の管理を行うため、各開放

校に若干名の学校体育施設開放管理員（以下「開放管理員」という。）を置くことができる。

2 開放管理員は、教育長が委嘱する。

3 開放管理員は、学校体育施設を使用する者が正常かつ円滑にその使用を行うよう管理にあたらなければならない。

（平成30年4月1日・令和2年7月1日・一部改正）

（使用責任者の義務と責任）

第8条 登録団体の責任者は、使用責任者を明確にするとともに、許可条件等の遵守及び使用中の事故防止に万全を期さなければならない。

2 使用責任者は、使用後原状回復等に当たるものとし、学校体育施設及び設備品を破損したときは、直ちに開放管理員又は管理をする者に報告し、その指示に従わなければならない。ただし、管理をする者を置かない自主管理においては、社会教育課に報告するものとする。

（令和2年7月1日・一部改正）

（庶務）

第9条 学校体育施設の開放の庶務は、社会教育課において処理する。

（平成29年4月1日・令和2年7月1日・一部改正）

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、学校体育施設の開放について必要な事項は、教育長が別に定める。

（令和2年7月1日・一部改正）

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、昭和58年10月1日から実施する。

（逗子市立学校体育施設開放実施要綱等の廃止）

2 逗子市立学校体育施設開放実施要綱（昭和49年7月1日施行）及び学校体育施設開放運営委員会等の設置ならびに運営要綱（昭和49年7月1日施行）は、廃止する。

（旧逗子市立学校体育施設開放実施要綱の廃止に伴う経過措置）

3 この要綱の実施前に、改正前の逗子市立学校体育施設開放実施要綱の規定により行った使用許可については、この要綱の規定により使用許可されたものとみなす。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に、改正前の逗子市立学校体育施設開放実施要綱の規定により行った使用許可については、この要綱の規定により使用許可されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 6 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の逗子市立学校体育施設開放実施要綱の規定により行った使用許可については、この要綱の規定により使用許可されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成16年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年11月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年 7 月 1 日から施行し、平成17年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に使用している各様式については、当分の間これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成29年4月1日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日）

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、改正前の逗子市立学校体育施設開放実施要綱の規定により行った使用の申込み、使用決定及び使用取消しの申出は、この要綱による改正後の逗子市立学校体育施設開放実施要綱の規定により行った使用の申込み、使用決定及び使用取消しの申出とみなす。

附 則（令和2年7月1日）

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月1日）

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

別表

施設 区分	体育館	運動場
開放校	逗子小学校 沼間小学校 久木小学校 小坪小学校 池子小学校 逗子中学校 久木中学校 沼間中学校	逗子小学校 沼間小学校 久木小学校 小坪小学校 池子小学校 逗子中学校 久木中・小学校共同運動場 沼間中学校
開放日時	1月5日から12月26日まで（逗子小学校の第1・第3火曜日（第1・第3火曜日が祝日にあたる場合は、翌平日）を除く。）	
	（逗子小学校）	（逗子小学校）

	平日 午後 5 時 30 分から午後 8 時 30 分まで 土曜日及び祝日 午前 9 時 15 分から午後 8 時 30 分まで 日曜日 午前 9 時 15 分から午後 5 時 30 分まで	日曜日及び祝日 午前 9 時 15 分から午後 5 時 30 分まで
	(逗子小学校以外の開放校) 平日 午後 6 時から午後 9 時まで ただし、中学校は午後 7 時から午後 9 時までとする。 土曜日・日曜日及び祝日 午前 9 時から午後 9 時まで ただし、中学校は午後 6 時から午後 9 時までとする。土曜日については、小学校は午前 9 時から正午まで、原則として個人開放とする。	(逗子小学校以外の開放校) 日曜日及び祝日 午前 9 時から午後 6 時まで (中学校は祝日を除く。)
運動種目等	バレーボール、バスケットボール、バドミントン、卓球その他校長が適当と認めるもの。	軟式野球、ソフトボール、サッカー、ゲートボールその他校長が適当と認めるもの。 ただし、小学校運動場（池子小学校を除く。）は、少年のみが使用する運動種目等とゲートボールに限るものとする。

(平成30年 4 月 1 日・令和 2 年 7 月 1 日・令和 4 年 4 月 1 日・一部改正)

